

伊方町報

伊方町報社
 所部：伊方町
 印刷所：尾上町
 編集：伊方町
 発行：伊方町

伊方原発 安全協定に正式調印

全国一きびしい規制

初のミリレムを採用



昭和四十八年六月建設に着手し、燃料の輸送、異常時における措置、四国電力の伊方原子力発電所に関する安全協定が三月二十一日、愛媛県伊方町、四国電力の三者で正式調印されました。

今秋に試運転を開始し、五十二年四月に営業運転をさし、現在約九十名の進捗状況ですが、これに必要の事項が一解決したわけ

この安全協定は、八カ条からなっており、この中には全国で例のない規制を採用、また原子炉の稼働を一律に制限したほか、農漁家のみなさんがたへん心配されている農林水産物の間接被曝に対する対応として、確認書(十二項目)で明確化し、これも同時に発効しました。

それと町民のみなさんから強い要望がありました。福祉施設について、国電力は企業責任において、クリーンな原子力発電所として、安心して住めるという事です。

伊方原子力発電所一号炉の建設工事、現在着々と進んでいる中、町民のみなさんには、心配をおかけして、不安定な状況が、ここにもや、調印の運びとなりました。この安全協定が正式調印になり、山口四国電力社長は、この関係各位の努力とご尽力に、敬意を表し、感謝いたします。



町長 山本 長 松

安全確保と福祉向上めざす

伊方町に真に信頼されたい。町民のみなさんには、心配をおかけして、不安定な状況が、ここにもや、調印の運びとなりました。この安全協定が正式調印になり、山口四国電力社長は、この関係各位の努力とご尽力に、敬意を表し、感謝いたします。

伊方町に真に信頼されたい。町民のみなさんには、心配をおかけして、不安定な状況が、ここにもや、調印の運びとなりました。この安全協定が正式調印になり、山口四国電力社長は、この関係各位の努力とご尽力に、敬意を表し、感謝いたします。

この調印式は三月三十一日午後三時、三十分から職員委員会、議会、生活衛生及び文教委員会等で行われ、白石知事、山本町長、山口四国電力社長が出席、立会人として中川県議会議長、辻町議会議長が列席し、あらかじめ準備されていた協定の内容を、町長、社長がそれぞれ確認して調印式が厳しくなうちに終わりました。

＝ 県知事・四電社長談話 ＝



記者会見する白石知事(右端)と山口社長(中央)

「福祉条項」は覚書で、白石 春樹 県知事

久し振りに伊方原子力発電所関係の安全協定の調印が関係各位の協力によって無事終了し、誠に喜ばしい限りです。

この条項は、原子力行政は法的に国がすべてを担っており、規制の権限を与えられていないものです。

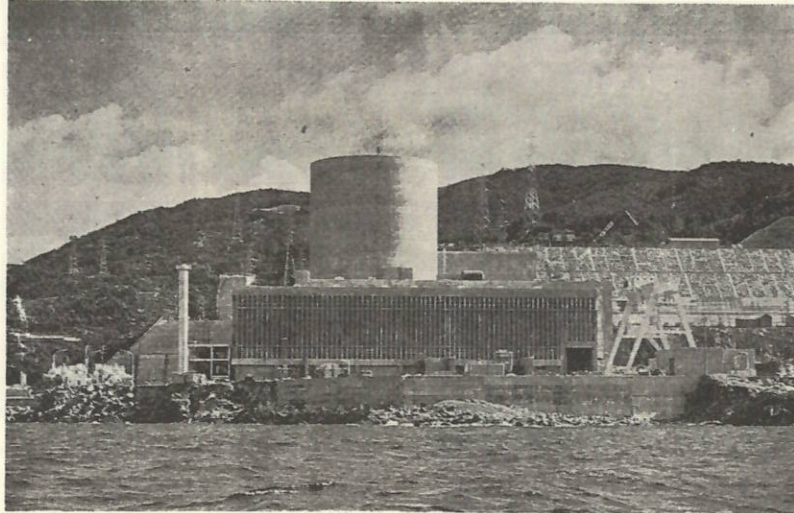
しかし、県としては国のエネルギー政策への協力という立場と、県民の生命、財産を守る責任をもち、この協定を締結し、全力を尽くすこととします。

不安解消に全力尽す

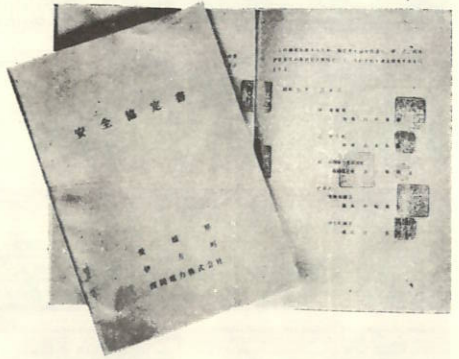
山口恒則 四国電力社長

財政的な理由から町が独自に測定機器を備えることは困難であり、町民のみなさんには、心配をおかけして、不安定な状況が、ここにもや、調印の運びとなりました。この安全協定が正式調印になり、山口四国電力社長は、この関係各位の努力とご尽力に、敬意を表し、感謝いたします。

伊方町で初の伊方原子力発電所が、町民のみなさんには、心配をおかけして、不安定な状況が、ここにもや、調印の運びとなりました。この安全協定が正式調印になり、山口四国電力社長は、この関係各位の努力とご尽力に、敬意を表し、感謝いたします。



町では、四国電力K K原子力発電所の誘致を行ない昭和44年7月町議会において決議しました。四国電力では、地質調査、海象調査等各種の調査と建設のための準備工事を終え、昭和48年6月より原子炉格納施設の基礎掘削など本格的な建設工事にはいりました。現在格納施設、原子炉補助ビル(運転管理室)、発電ビル(タービン発電機室)が完成したほか原子炉、発電機の搬入も終え、3月末現在で全体工事の約90%に達し、今秋には試運転、明春4月には四国で唯一の原子力発電所として営業運転が開始されます。この発電所が安全第1とし、町民のみなさんに信頼され全国に誇れる、「クリーン発電所」であることを念願するものです。



要員(以下「甲」という。)及び伊方町(以下「乙」という。)(四国電力株式会社(以下「丙」という。))は、丙が設置する伊方原子力発電所(以下「発電所」という。))に、丙が発電所周辺の安全確保及び環境保全について、最大の努力をする責務を有するものであることを確認し、これが一層の徹底を期することをより、地域住民の福祉に資することを目的として、次のとおり協定する。

(放射性物質の放出管理)

第一条 丙は、発電所から放出する放射性希ガスからのガンマ線及び液体廃棄物中の放射性物質に起因する全身被ばく線量が、発電所周辺において、丙が設定した線量目標値年間五ミリレムを超えないよう発電所の設備の維持改善及び放出の管理を行うものとする。

(放射性固体廃棄物の保管管理及び処分)

第二条 丙は、放射性固体廃棄物については、原則として水の浸透しない、かつ、腐食に耐える容器に封入し、放射線防護を施した放射性固体廃棄物貯蔵庫に厳重に保管するものとする。

(使用済燃料の処理)

第三条 丙は、使用済燃料の処理に当たっては、その計画をあらかじめ、甲及び乙に提出するものとする。

(核燃料等の輸送)

第四条 丙は、核燃料を発電所へ搬入し、又は使用済燃料若しくは放射性固体廃棄物を発電所から搬出するときは、原則として海上輸送による措置を要するものとする。

(水質の保全)

第五条 丙は、発電所からの排水については、第一条に定めることによる管理のほか、塩素等により周辺海域の水質に影響を及ぼさないよう適正管理を努めるものとする。

(防災対策)

第六条 丙は、発電所の防災体制の充実を図るとともに、甲及び乙が行う防災対策に積極的に協力するものとする。

(委託企業等の安全指導)

第七条 丙は、発電所の保守運転に関する業務の一部を他社に委託したときは、委託者に対し、安全管理の教育訓練を徹底するものとする。

(環境放射線等の調査及び公表)

第八条 甲、乙及び丙は、甲が定める計画に基づき、発電所周辺の環境放射線等を調査し、記録するものとする。

(事前協議)

第九条 丙は、発電所若しくはこれに関連する主要な施設を設置し、若しくは変更し、又はこれらに用いる土地を取得しようとするときは、当該計画について、あらかじめ、甲及び乙に協議し、その了解を得るものとする。

(異常時における措置及び連絡)

第十条 丙は、原子炉施設その他発電所施設に異常が生じ、発電所周辺の安全が損なわれるおそれがあるとき、甲及び乙に連絡し、甲及び乙は、丙の指示に従って必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償等)

第十一条 丙は、発電所の運転等により、住民に損害を与えたときは、速やかに、その損害を賠償するものとする。

(紛争等の処理)

第十二条 甲、乙及び丙は、この協定に違反したとき、丙は、発電所の業務の委託を受けた者の責めに帰すべき損害についても、その解決に当たるものとする。

(行政指導への協力)

第十三条 丙は、この協定に定めるもののほか、発電所周辺の安全確保及び環境保全に關して、甲及び乙が行う行政指導その他の業務に積極的に協力するものとする。

(協定の改定)

第十四条 この協定は、協定締結後における原子力行政の推移、技術の進展等により、協定内容の見直しを行い、改定することができるものとする。

(協定の趣意)

第十五条 丙は、この協定に關し疑念を生じたとき、又は協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙は、誠意をもって協議し定めるものとする。

伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書

この協定を証するため、協定書五通を作成し、甲、乙、丙及び立会人が各自署名押印の上、それぞれ一通を保有するものとする。

昭和五十一年三月三十一日

甲 愛媛県 知事 白石 春樹

乙 伊方町 町長 山本 長松

丙 四国電力株式会社 取締役社長 山口 恒則

立会人 愛媛県議会 議長 中畑 義生

伊方町議会 議長 辻 忠義

